# 概要

審査請求人(以下「請求人」という。)は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。) が算定した給付基礎日額について不服があるとして審査請求をしたが、審査官は、監督署 長が算定した給付基礎日額は妥当なものと判断し、審査請求を棄却した事例

### 要旨

#### 1 事案の概要及び経過

請求人は、オペレーター業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日に会社内スロープで転倒し、頚椎を負傷した。

請求人は、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、これを業務上の事由による ものと認め、給付基礎日額を3,267円と算定したが、これは最低保障額を下回るた め、請求人の給付基礎日額を最低保障額の3,920円と決定した。

## 2 審査請求の理由

監督署長が算定した給付基礎日額は、稼得能力の損失を補填しているとは言えないことから、取り消されるべきである。

### 3 原処分庁の意見

- (1) 給付基礎日額は、原則として、算定すべき事由の発生した日以前3か月間の賃金をもとに算定するが、請求人の場合、当該算定期間となる3か月間は私病により全休し給与等の支給を受けていないため、復職した平成〇年〇月〇日から負傷した前日である同月〇日までの労働に対する賃金により給付基礎日額を算定することとなる。
- (2) 当該算定の結果、給付基礎日額の最低保障額を下回る額となるため、請求人の給付基礎日額は最低保障額の3,920円と決定したものである。

### 4 審査官の判断

- (1) 請求人は、「私病を患う前の期間の賃金により給付基礎日額を算定した場合、最低保障額を上回る額となるはずであり、当該期間の賃金をもとに給付基礎日額を算定すべきである」旨を主張しているが、算定すべき事由の発生した日以前3か月間を私病により全休し給与等の支給を受けていないため、復職した平成〇年〇月〇日から負傷した前日である同月〇日までの労働に対する賃金により給付基礎日額を算定することとした原処分庁の算定方法は妥当である。
- (2) 請求人が私病から復職した後の賃金額については争いがないことから、原処分庁で 算定した際に用いた賃金額をもとに、請求人の給付基礎日額を算定すると、最低保障 額を下回る額となるため、請求人の給付基礎日額は最低保障額の3,920円となる。
- (3) したがって、監督署長が行った休業補償給付の支給処分は妥当であり、取り消されるべき理由はない。